

飲酒運転撲滅宣言の店に登録しましょう!

お客様への飲酒運転防止の取組を宣言し、県に届け出てください。県では、届出をいただいたお店を「飲酒運転撲滅宣言の店」として登録し、ホームページで公開します。また登録証、ステッカーをお送りするほか、お店に貼っていただけるポスター等も提供いたします。



届出の方法

届出の様式は県のホームページに掲載しております。様式に宣言内容等を記載し、郵送、FAX等で届け出てください。また、「ふくおか電子申請サービス」による電子申請も受け付けています。詳しい手続は、県のホームページをご覧ください。

[撲滅宣言ホームページ](#)

[検索](#)

飲酒運転撲滅の取組を紹介しています!

県のホームページでは、飲酒運転撲滅の宣言をしていたいただいた飲食店の中から優れた取組を行っている飲食店を紹介しています。今後の飲酒運転撲滅活動の取組を行う際の参考にしてください。

取組事例の募集

県では、飲酒運転撲滅に向けた取組を募集し、広く紹介します。また、優れた取組事例については交通啓発イベント等の場において表彰することとしております。詳細は、県のホームページをご覧ください。



[撲滅宣言ホームページ](#)

[検索](#)

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について

この条例は、県民、事業者、行政などが力を合わせ、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会をつくる目的で平成24年に制定されました。条例では、酒類を提供する飲食店営業者等に対して、次のような責務を課しています。

○酒類を提供する飲食店の責務

飲酒運転に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。来店者の飲酒運転を防止するための措置を講じるよう努めなければなりません。

○飲酒運転違反者に酒類を提供した場合

公安委員会から違反事実が通知され、1年以内に再度違反者が出たときに、飲酒運転防止の取組を怠った場合、店名の公表と併せて指示書の店内掲示が義務付けられます。

→ 掲示しない場合、5万円以下の過料が課されます。

来店者が飲酒運転しそうなときは

条例では、来店者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを制止し、飲酒運転を現認したときは、警察官に通報しなければならないこととされています。

各警察署連絡先一覧

中 央	TEL 092-734-0110	八 幡	TEL 093-645-0110
博 多	TEL 092-412-0110	折 尾	TEL 093-691-0110
東 南	TEL 092-643-0110	若 松	TEL 093-771-0110
早 良	TEL 092-542-0110	戸 畑	TEL 093-861-0110
城 南	TEL 092-847-0110	門 司	TEL 093-321-0110
西	TEL 092-801-0110	行 橋	TEL 0930-24-5110
粕 屋	TEL 092-805-6110	行 豊	TEL 0979-82-0110
春 日	TEL 092-939-0110	飯 塚	TEL 0948-21-0110
筑 紫	TEL 092-580-0110	嘉 麻	TEL 0948-57-0110
系 野	TEL 092-929-0110	直 方	TEL 0949-22-0110
宗 島	TEL 092-323-0110	田 川	TEL 0947-42-0110
朝 倉	TEL 0940-36-0110	久 留	TEL 0942-38-0110
博多臨港	TEL 0946-22-0110	小 郡	TEL 0942-73-0110
福岡空港	TEL 092-282-0110	う き	TEL 0943-76-5110
小 倉 北	TEL 092-621-0110	筑 後	TEL 0942-52-0110
小 倉 南	TEL 093-583-0110	八 女	TEL 0943-22-5110
八 幡 東	TEL 093-923-0110	柳 川	TEL 0944-74-0110
	TEL 093-662-0110	大 牟 田	TEL 0944-43-0110

交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

〈事務局〉福岡県人づくり・県民生活部生活安全課内

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3167



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

飲酒運転 をさせない 接客マニュアル

1 事前準備

- 飲酒運転撲滅ポスター、ステッカー、のぼり等を掲示する。
- 運転者にはお酒を出さないことを店内に表示する。

ポスターなどを貼ることにより、お客様に飲酒運転はダメだと気付いてもらい、お店で飲酒運転をさせない取組をしていることを訴えましょう。ポスターなどが目に入ること、お客様の理解を求めやすくなります。



飲酒運転は運転者だけでなく、道路交通法により周辺者も罰せられます。周辺者とは次の三者です。

- ◎ 酒類提供者・・・運転者に酒類を提供した者
- ◎ 車両提供者・・・運転者に車を提供した者
- ◎ 同乗者・・・飲酒運転の車に同乗した者

酒類提供者の罰則

酒類の提供を受けた者が酒酔い運転した場合
「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
 酒類の提供を受けた者が酒気帯び運転した場合
「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

2 お一人のお客様

来店時の対応

- 「お車でご来店ですか?」
- 「お酒をお召し上がりですか?」

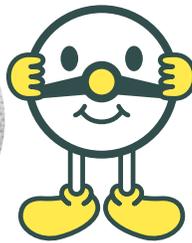
お客様が、車で来たかどうかを確認しましょう。お車での来店の場合は、お酒を出してはいけません。家族が迎えに来る、運転代行を利用するなど帰宅方法を確認してからお酒を提供してください。



お客様に応じていただけない場合

「運転代行を利用する、ご家族等に迎えに来ていただく、ハンドルキーパーを決めていただく(グループの場合)ことのお約束がない限りは、お酒をお出しすることはできません。」

条例が制定され、飲酒運転撲滅の取組が強化されていること、道路交通法により店にも責任が生じることなどを説明し、理解を求めてください。



今日のハンドルキーパーさんは?

ハンドルキーパー運動
 ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

退店時の対応

お客様が確認した方法でお帰りになるよう、お声掛けしましょう。運転代行業者の紹介等に努めましょう。お客様が、飲酒したにもかかわらず、運転して帰ろうとする場合は、お店の責任者と協力の上、説得を続けてください。説得に応じず、やはり運転して帰ろうとするときは、車種、ナンバー等を、110番や警察署に通報してください。



3 グループのお客様

来店時の対応

- 「お車でご来店ですか?」
- 「帰りはどなたが運転なさいますか?」

お客様が、車で来たかどうかを確認しましょう。お車での来店の場合は、帰りの運転者を確認し、その方にはお酒を出してはいけません。同じグループのお客様にも運転者にお酒を勧めないようにお願いしてください。運転する人には目印としてリボンやバッジなどを着用していただきましょう。お店側からは運転する人が確認しやすく、お客様の意識付けにもなります。



店内での対応

ハンドルキーパーのお客様が飲酒していないか確認しましょう。飲酒していた場合は、改めて「運転代行を呼ぶか、誰かに迎えに来てもらうか」確認してください。確認がとれない場合は、それ以上お酒を出してはいけません。お店の責任者と協力の上、粘り強く説得してください。